

広島大学・東広島地区事業場

The majority representative candidate

過半数代表候補者

正代表

The majority representative candidate

Graduate School of Humanities and Social Sciences

/ Associate Professor

人間社会科学研究科（総科）准教授
KAWAMOTO, Naoe

河本 尚枝

このたび、東広島地区事業場の過半数労働者代表候補となりました、人間社会科学研究科の河本尚枝です。

過半数労働者代表は、正規・非正規を含めた東広島キャンパスで働くすべての労働者（教職員）の過半数から支持をいただいたうえで労働者を代表し、使用者（大学）から就業規則の制定や変更時に意見を求められる立場です。（過半数代表の意見が法的拘束力を持つわけではありませんが、皆様の支持を受けた者の意見であるため大学は簡単に無視することはできません。）広島大学ではさまざまな労働環境・労働条件の元で、多くの方が働いています。教職員の皆様の意思を反映した意見を伝え、安心して働くことができるよう努めていきたいと考えています。



副代表

The vice majority representative candidate

Graduate School of Advanced Science and Engineering

/ Associate Professor

先進理工系科学研究科（工学）准教授

NAKAYAMA, Yuushou

中山 祐正



皆様が十分に能力を発揮して気持ちよく働ける職場作りが重要であると考えています。

過半数労働者代表の役割の3本柱は次の通りです。
それについて以下の姿勢で臨みたいと考えています。

①就業規則の制定・変更時に意見書の提出

②労使協定の締結

③安全衛生委員の推薦

1. 大学に対し「職場における信頼や協力関係を高める勤務条件を構築すべし」との姿勢で臨みます。
2. 大学における労働環境及び労働環境一般が大きく変更されようとしている中で、働く者の権利と健康が守られ、改善されるように努めます。
3. 就業規則や給与規則・労使協定等は、職員の労働条件を定めるものであり、仕事や生活に直結する非常に重要なものです。これらに関する大学からの変更や作成の提案に対しては、職員の不利益変更にならないよう交渉します。
4. 人員の削減に加えて、全体としての仕事量が増える中で、給与の減少により働く意欲をこれ以上低下させることのないよう、大学へ要求します。
5. 働いた時間が正確に記録され、賃金に反映される職場作り、また過労を生まない職場作りのために、改善を求めています。
6. 労働条件や時間外・休日労働時間の実績についての社会に対する透明性の確保と拡大を、大学側の責任で実施するよう求めています。
7. 裁量労働制が教員や研究員等の「サービス残業」を隠蔽するものにならないよう、全力を挙げます。
8. 労働安全衛生委員会を、各職場の労働時間やメンタル・ヘルス等の実態を話し合う場にするよう、努力します。
9. 労働環境や教育・研究環境が改善され、それぞれの働きに夢と誇りが持てるような職場作りを、国立大学法人としての見識を持って遂行するよう、大学へ要求します。

広島大学にはさまざまな職種、多様な雇用形態があり、その労働条件の協議や協定に個人で対応することはとても大変です。そこで以上を教職員組合と連携して取り組みます。

過半数代表（労働者代表）の役割 事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）又はそれがない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）の役割（職務）として、就業規則に関する意見聴取のほか、次のような、労働基準法等の関係法令に定められた書面による協定（労使協定）の締結、労使委員会委員の推薦や指名など、多様なものがある。（2021.06.01 現在予定）

I. 委任期間中に遂行する役割（職務）

① 書面による協定の締結

| 制度の概要等 | 根拠規定等 |
|-----------------------------|---|
| 賃金控除に関する協定 | 労働基準法第24条第1項ただし書 |
| 1箇月単位の変形労働時間制に関する協定 | 同 第32条の2第1項 |
| 1年単位の変形労働時間制に関する協定 | 同 第32条の4第1項 |
| 一斉休憩の適用除外に関する協定 | 同 第34条第2項ただし書 |
| 時間外労働 休日労働に関する協定（「36協定」） | 同 第36条第1項 |
| 割増賃金の支払に代わる代替休暇の取得に関する協定 | 同 第37条第3項 |
| 事業場外労働におけるみなし労働時間に関する協定 | 同 第38条の2第2項 |
| 専門業務型裁量労働に関する協定 | 同 第38条の3第1項 |
| 時間単位で取得する年次有給休暇に関する協定 | 同 第39条第4項 |
| 育児休業をすることができない者を定める協定 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条第1項 |
| 介護休業をすることができない者を定める協定 | 同 第12条第2項 |
| 子の看護休暇をすることができない者を定める協定 | 同 第16条の3第2項 |
| 継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関する協定 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項 |
| 継続雇用制度奨励金に係る賃金についての補助に関する協定 | 雇用保険法施行規則第104条第2項 |
| 賃金の口座振込み等に関する協定 | 平10.9.10基発530号 |

② 同意又は書面による同意

| 制度の概要等 | 根拠規定等 |
|--------------------------------------|------------------|
| 1年単位の変形労働時間制に係る労働日及び総労働時間を定める場合の同意 | 労働基準法第32条の4第2項 |
| 求職活動支援給付金支給に係る再就職援助活動計画についての内容に関する同意 | 雇用保険法施行規則第102条の5 |

③ 委員の推薦

| 制度の概要等 | 根拠規定等 |
|---------------------------|--------------------------------|
| 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の委員の推薦 | 労働安全衛生法第17条第4項、第18条第4項、第19条第4項 |

④ 意見聴取

| 制度の概要等 | 根拠規定等 |
|------------------------------------|--|
| 就業規則の作成・変更に係る意見聴取 | 労働基準法第90条、労働契約法第11条 |
| キャリア形成促進助成金に係る事業内職業能力開発計画についての意見聴取 | 雇用保険法施行規則第125条 |
| 再就職援助計画の作成に係る意見聴取 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第6条の4第2項 |
| 再就職援助担当者の業務遂行に係る基本的な事項に係る意見聴取 | 同 第6条の6第2項 |
| 同一の事業所で3年を超える派遣受入期間に関する意見聴取 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2第4項 |

II. その他の役割（職務）

| 制度の概要等 | 根拠規定等 |
|---|--|
| 預貯金の委託管理 | 労働基準法第18条第2項 |
| フレックスタイム制労働時間制に関する協定 | 同 第32条の3第1項 |
| 1週間単位の変形労働時間制に関する協定 | 同 第32条の5第1項 |
| 年次有給休暇の計画的付与に関する協定 | 同 第39条第6項 |
| 年次有給休暇手当の支払いに関する協定 | 同 第39条第7項 |
| 退職手当の保全措置を講ずることを要しない場合の協定 | 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第4条第1項 |
| 退職手当の保全措置を講ずべき額に関する協定 | 同 第5条 |
| 雇用調整助成金の支給に関する協定 (1) 休業・教育訓練協定 (2) 出向協定 | 雇用保険法施行規則第102条の3第1項第2号 同 イ(4) 同 ロ(4) |
| 請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金の算定方法に関する協定 | 昭39.4.20基発519号、昭57.4.1基発218号 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する協定 | 平元.2.9労働省告示第7号第2条第1項、第2項 |
| 財産形成給付金契約等の締結に関する合意 | 勤労者財産形成促進法第6条の2第1項 |
| 財産形成基金の発起等に関する合意 | 同 第7条の8第1項 |
| 財産形成基金設立事業場の増加に関する同意 | 同 第7条の25第1項 |
| 寄宿舎規則の作成・変更に係る同意 | 労働基準法第95条第2項 |
| 労働時間短縮推進委員会の委員の推薦 | 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第7条 |
| 労働時間等設定改善委員会の委員の推薦 | 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条 |
| 預金保全委員会の構成員の推薦 | 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条第2項 |

| 制度の概要等 | 根拠規定等 |
|--|---|
| 退職手当保全委員会の構成員の推薦 | 同 第5条の2第2項 |
| 企画業務型裁量労働制等に係る労使委員会委員の指名 | 労働基準法第38条の4第2項 |
| 安全衛生改善計画の作成に係る意見聴取 | 労働安全衛生法第78条第2項 |
| 企画業務型裁量労働制におけるみなし労働時間に関する労使委員会の決議 | 労働基準法第38条の4第1項 |
| 労働時間に関する協定に代わる決議（労使委員会、労働時間短縮推進委員会、労働時間等設定改善委員会） | 労働基準法第38条の4第5項、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第7条、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条 |
| 衛生委員会委員の推薦等に関する規定の適用除外に関する協約 | 労働安全衛生法第18条第4項 |
| 更正計画案に関する裁判所の意見聴取 | 会社更生法第195条 |
| 再生手続開始後の営業譲渡の許可に関する裁判所の意見聴取 | 民事再生法第42条第3項 |
| 債権者集会の期日の通知 | 同 第115条第3項 |
| 債権者集会（財産状況報告集会）における意見陳述 | 同 第126条第3項 |
| 再生計画案に関する裁判所の意見聴取 | 同 第168条 |
| 再生計画案の許可に関する意見聴取 | 同 第174条第3項 |
| 再生計画案の認可・不認可決定の通知 | 同 第174条第5項 |
| 簡易再生の決定に関する申立の通知 | 同 第211条第2項 |
| 簡易再生の決定の通知 | 同 第212条第3項 |
| 同意再生への準用 | 同 第217条第4項 |
| 会社分割に当たり、分割会社が行う労働者の理解と協力を得るための協議 | 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則第4条 |

現在 東広島地区事業場の過半数代表と大学側が結んでいる協定等には以下のようなものがあります。

- ①賃金控除に関する協定
- ②一斉休憩の適用除外に関する労使協定
- ③時間外労働及び休日労働に関する労使協定
- ④賃金の口座振込み等に関する協定
- ⑤専門業務型裁量労働制に関する労使協定
- ⑥一年単位の変形労働時間制に関する協定
- ⑦時間単位で取得する年次有給休暇に関する協定
- ⑧大学教員の労働時間管理に関する申合せ